## おもいやり駐車場 交付対象者と有効期間

利用証の交付対象者は、以下のどちらも満たす方です。

- (1) 歩行が困難又は歩行に配慮が必要な方
- (2) 下表の交付基準に該当する方

区分				交付基準	有効期間
身体障害者	視覚障害			身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
	平衡機能障害			身体障害者手帳 5 級以上	5 年間
		上肢		身体障害者手帳 2 級以上	5 年間
	肢体不 自由	下肢		身体障害者手帳 6 級以上	5 年間
		体幹		身体障害者手帳 5 級以上	5 年間
		脳原性	上肢機能	身体障害者手帳2級以上	5 年間
			移動機能	身体障害者手帳 6 級以上	5 年間
	心臓機能	心臓機能障害		身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
	じん臓機能障害			身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
	呼吸器機能障害			身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
	ぼうこう又は直腸の機能障害			身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
	小腸機能障害			身体障害者手帳4級以上	5 年間
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害			身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
	<b>肝機能障害</b>			身体障害者手帳 4 級以上	5 年間
高齢者				介護保険の要介護状態区分が要 支援1以上の方	5 年間
難病患者				特定疾患医療受給者	5 年間
知的障害者				療育手帳所持者	5年間
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳の障害 の等級が2級以上の方	5 年間
発達障害のある者				歩行に介助者の特別な注意が必 要と医療機関又は療育機関等が 認めた方	5年間
妊産婦				原則として、 <u>妊娠7ヶ月から申請</u> <u>受付可</u> 。有効期限は産後1年半ま で	必要期間
その	他けが人	.又は病気	——— の者	けが及び病気等により歩行が困 難であることが診断書等により 確認できる方	必要期間 (最長5年)
	小児慢性特定疾病患者			小児慢性特定疾病医療受給者	5 年間
	水俣病被害者			水俣病被害者手帳所持者	5 年間
	戦傷病者			戦傷病者手帳所持者	5 年間